

改正 平成二九年 三月二八日三重県条例第一 平成三〇年 三月二二日三重県条例第二
九号 二号

三重県がん対策推進条例をここに公布します。

三重県がん対策推進条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条―第二十一条）
- 第三章 三重県がん対策推進計画（第二十二条・第二十三条）
- 第四章 三重県がん対策推進協議会（第二十四条―第三十二条）
- 第五章 雑則（第三十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、がん対策の一層の充実を図るため、基本理念を定め、県の責務並びに市町、県民、保健医療関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん医療の充実その他がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 保健医療関係者 がんの予防及び早期発見の推進並びにがん医療に携わる者をいう。
- 二 がん患者等 がん患者及びその家族をいう。
- 三 緩和ケア がん起因する心身の苦痛及び社会生活上の不安の軽減を目的とする治療、看護その他の行為をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（基本理念）

第三条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 一 県、市町、県民、保健医療関係者及び事業者が明確な役割分担の下に一体となり、がん患者等の視点に立ったがん対策を推進すること。
- 二 がんによる死亡者数を減少させるため、がんに関する教育並びにがんの予防及び早期発見のための施策を推進すること。
- 三 がん患者がその居住する地域にかかわらずがん医療を受けられるよう、地域の医療機関が連携を強化して、適切かつ高度ながん医療が提供できる体制の充実に努めること。
- 四 がん患者等の療養生活の質の維持向上を目指し、相談支援、緩和ケアの充実、就労の支援等を途切れることなく提供することができる体制の充実に努めること。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市町、保健医療関係者、事業者及びがん患者等で構成する民間の団体その他の関係団体（次条、第十八条第二号及び第二十一条において「関係団体」という。）と連携を図りつつ、地域の特性に応じたがん対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町の役割）

第五条 市町は、基本理念にのっとり、県、保健医療関係者、事業者及び関係団体と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、がんに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、がん検診を実施し、及

びがん検診の受診率の向上のための施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受診するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町が講ずる施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第七条 保健医療関係者は、がんの予防及び早期発見の推進に寄与するとともに、がん患者等が置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療の提供及びがんに関する情報の提供に努めるものとする。

2 保健医療関係者は、県及び市町が講ずる施策の推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、従業員ががんを予防し、若しくはがん検診の受診によりがんを早期に発見することができ、又はがんに罹(り)患したときに良質かつ適切な治療を受けることができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、従業員ががん患者であるその家族を看護し、又は介護しながら働くことができる環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、県及び市町が講ずる施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(がんの予防及び早期発見の推進)

第九条 県は、がんの予防及び早期発見の推進に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がんに関する正しい知識の普及啓発

二 性別による特有のがん及びがんにかかりやすい年齢を考慮したがんの予防に関する知識の普及啓発

三 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十五条の受動喫煙を防止するための施策

四 がんの早期発見に向けたがん検診の受診率の向上及びがん検診の質の向上のための施策

五 前各号に掲げるもののほか、がんの予防及び早期発見の推進に資するための施策

(がんに関する教育)

第十条 県は、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)

その他の教育機関において、児童及び生徒の発達段階に応じて、がんに関する理解及びがんに関する正しい知識を深めるための教育が行われるよう必要な取組を行うものとする。

(がん医療の充実)

第十一条 県は、がん患者が適切かつ高度ながん医療を受け、がんの治療の効果を高めるとともに、療養生活の質の維持向上に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 専門的ながん医療の提供等を行う医療機関として厚生労働大臣が指定した病院(以下この号及び次号において「がん診療連携拠点病院等」という。)及びがん診療連携拠点病院等に準ずる病院として県が指定した病院(次号において「がん診療連携準拠点病院等」という。)の整備及び機能の強化

二 がん診療連携拠点病院等及びがん診療連携準拠点病院等とその他の医療機関との連携及び協力の推進

三 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者(次号において「医師その他の医療従事者」という。)の育成及び確保

四 医師その他の医療従事者及び保健医療関係者の連携の強化

五 前各号に掲げるもののほか、がん医療の充実のための施策

一部改正〔平成三〇年条例二二号〕

(小児がんに係る対策の充実)

第十二条 県は、前条に定めるもののほか、小児がんに係る対策の充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 小児がん及び小児がん患者の実態の把握

二 小児がんに関わる医療機関及び小児がんの医療に関わる関係機関の連携及び協力

三 小児がん患者の療育の環境及び教育の環境の整備その他の小児がんに係る対策の充実を図るた

めに必要な施策

(医科歯科連携の推進)

第十三条 県は、がん医療を効果的に実施するため、医科及び歯科の医療の連携を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第十四条 県は、効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、がん登録(がんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。)の精度の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(がんに関する研究の推進)

第十五条 県は、がんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(緩和ケアの推進)

第十六条 県は、がん患者の緩和ケアの推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん患者が、がんと診断されたときからの保健医療関係者による緩和ケアの推進
- 二 緩和ケアに関する知識及び技能を有する保健医療関係者の育成及び確保
- 三 前二号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のための施策

(在宅医療の推進)

第十七条 県は、がん患者等の意向により、がん患者が在宅医療(家庭及び地域で実施される緩和ケア及びがん医療をいう。)を受けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等への支援)

第十八条 県は、がん患者等の療養生活の質の維持向上並びに身体的、精神的及び経済的負担の軽減に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん患者等に対する相談支援の体制及び情報の提供の充実
- 二 関係団体の活動の促進
- 三 前二号に掲げるもののほか、がん患者等への支援に関し必要な施策

(就労の支援)

第十九条 県は、がん患者の就労状況の向上に資するよう、相談及び情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の提供)

第二十条 県は、第十八条第一号及び前条に定めるもののほか、県民に対し、がん医療及びがん患者等への支援に関する情報の提供をするため、必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動)

第二十一条 県は、市町、保健医療関係者、事業者及び関係団体と連携し、がん対策に対する理解を深め、及び関心を高めるための運動を県民と共に行うものとする。

第三章 三重県がん対策推進計画

(三重県がん対策推進計画)

第二十二条 知事は、法第十二条第一項の規定により三重県がん対策推進計画(次項、次条及び第二十五条第一号において単に「計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第二十四条の三重県がん対策推進協議会に意見を聴くものとする。

2 知事は、計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

一部改正〔平成二九年条例一九号〕

(年次報告)

第二十三条 知事は、計画に基づく施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

第四章 三重県がん対策推進協議会

(設置)

第二十四条 県における総合的ながん対策の推進について調査審議するため、知事の附属機関として、三重県がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二十五条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 計画に関する事項
- 二 総合的ながん対策を推進するための調整に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(組織)

第二十六条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は、十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第二十七条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第二十八条 協議会に、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(部会)

第二十九条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

(会議)

第三十条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第三十一条 協議会の庶務は、医療保健部において処理する。

一部改正〔平成三〇年条例二二号〕

(委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第五章 雑則

(財政上の措置)

第三十三条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 三重県がん対策推進協議会条例（平成十九年三重県条例第三十七号）は、廃止する。

附 則（平成二十九年三月二十八日三重県条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十二日三重県条例第二十二号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。